

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第64号

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第2項第3号中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げ、第9条から第12条までを削り、第13条を第8条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)